

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

条件付特定外来生物

本年6月にアメリカザリガニとアカミミガメ(ミドリガメ)を規制の一部が適用されない特定外来生物に指定。一般家庭での飼育等を行えるが、野外への放出等は違反に。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

4/10(月) 先負	源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(火) 仏滅	メートル法公布記念日
12(水) 大安	
13(木) 赤口	フィギュアスケート世界国別対抗戦
14(金) 先勝	
15(土) 友引	
16(日) 先負	G7外相会合

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/3(月)	28,188 △147	133.53 ▼0.41
4(火)	28,287 △99	132.60 △0.93
5(水)	27,813 ▼474	131.39 △1.21
6(木)	27,473 ▼340	131.35 △0.04
7(金)	27,518 △45	131.87 ▼0.52

先端設備等導入計画に係る固定資産税特例

令和5年度税制改正では中小企業の設備投資支援として、市区町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて本年4月から令和7年3月までに取得した対象設備の固定資産税を最大5年間、1/3に軽減する新たな特例措置が創設されました。

◆固定資産税の軽減措置のポイント

◎対象者……中小企業者が計画期間(3~5年間)において、労働生産性【(営業利益+人件費+減価償却費)/労働投入量】を直近の事業年度末比で年平均3%以上向上させるために必要な先端設備等を導入する計画(先端設備等導入計画)を策定し、市区町村の認定を受ける場合が対象となります。なお、計画について事前に認定経営革新等支援機関の確認を受ける必要があります。

◎対象設備……投資利益率【(営業利益率+減価償却費)の増加額/設備投資額】が年平均5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された①機械装置(160万円以上)、②測定工具及び検査工具(30万円以上)、③器具備品(30万円以上)、④建物附属設備(60万円以上)です。ただし、市区町村によって対象設備が異なる場合があります。

◎軽減措置……対象設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、1/2に軽減します。また、賃上げ方針(国内雇用者に対する給与等の総額を計画申請日を含む事業年度の直前の事業年度と比較して1.5%以上増加)を計画内に位置付けて従業員に表明した場合、①令和6年3月までに取得した設備は5年間、1/3に軽減、②令和6年4月~7年3月までに取得した設備は4年間、1/3に軽減します。

■この記事の詳細は、情報BOX201514

知っておきたい印紙税の基礎知識

印紙税は、領収書や契約書などの印紙税法に規定された課税文書(1~20号)に対して課せられ、原則、作成した課税文書に所定の額面の収入印紙を貼り付け、印章又は署名で消印することによって納付します(紙文書の現物を交付した場合が対象のため、メール等で発行した文書には不要)。

また、1号文書(不動産売買契約書等)、2号文書(工事請負契約書等)、17号文書(領収書等)は、消費税額を区分記載している場合、消費税額を除いた金額を記載金額として取扱いします。

なお、印紙を貼り忘れた場合は、納付すべき印紙税額の3倍の過怠税が課せられます(自主的に申し出た場合は1.1倍)。

キャッシュレス決済比率は36%に

政府は、民間最終消費支出におけるキャッシュレス決済(クレジット・デビット・電子マネー・コード決済)の比率を令和7年までに4割程度とすることを目指しています。

経産省によると令和4年のキャッシュレス決済比率は、前年比3.5ポイント増の36.0%(CL決済額111兆円/民間最終消費支出308.5兆円)となり、決済額は初の100兆円を超えました。

なお、クレジットカードによる決済額が93.8兆円と決済額全体の約85%を占めています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

「先端設備等導入計画」に係る固定資産税の特例措置について

令和5年度税制改正において、市区町村に「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資に対して、償却資産に係る固定資産税を軽減する新たな特例措置が講じられました。

◆「先端設備等導入計画」について

中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」とは、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画であり、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、④新たに導入する設備が所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

【先端設備等導入計画の認定を受けるための主な要件】

計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性※が年平均3%以上向上すること ※労働生産性＝（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される機械装置、測定工具及び検査器具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、構築物、事業用家屋 ※ソフトウェアは、計画認定については対象となりますが、固定資産税特例の対象とはなりません。
計画内容	・基本方針及び導入促進基本計画に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施される見込みであること ・認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）において事前確認を行った計画であること

◆固定資産税の特例措置について

中小事業者等が認定された先端設備等導入計画に基づいて、令和5年4月～令和7年3月末までに一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、1/2に軽減する措置を受けることができます。

また、従業員（国内雇用者）に対する給与等の総額（雇用者給与等支給額）を、計画申請日を含む事業年度（申請事業年度）又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前の事業年度と比較し、1.5%以上増加させる「賃上げ方針」を策定して、従業員に表明した場合は、最長5年間※、固定資産税が1/3に軽減されます。

※令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間。

【固定資産税の特例措置を受けるための主な要件】

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備※	年平均の投資利益率※が5%以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された以下の設備 ※年平均の投資利益率＝（営業利益率＋減価償却費）の増加額／設備投資額 【設備の種類（最低取得価格）】 ①機械装置（160万円以上）、②測定工具及び検査工具（30万円以上） ③器具備品（30万円以上）、④建物附属設備（60万円以上）※ ※④は家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと

※市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象設備が異なる場合があります。

◎ファイナンス・リース取引で対象設備を導入した場合

中小事業者等がファイナンス・リース取引で対象設備を導入した場合は、リース会社が特例措置（固定資産税の軽減）を受け、固定資産税の軽減分をリース料から差し引くことで還元します。